

島根大学医学部附属病院うさぎ保育所入所者選考基準

平成23年12月21日
院内保育所運営協議会裁定

(趣旨)

第1条 島根大学医学部附属病院うさぎ保育所（以下「保育所」という。）の入所者の選考に関する取扱いについては、島根大学医学部附属病院うさぎ保育所利用要項（以下「利用要項」という。）に定めるもののほか、この選考基準によるものとする。

(入所者の選考)

第2条 島根大学医学部附属病院長（以下「病院長」という。）は、入所を希望する乳幼児の数が保育所の入所定員を超えるときは、入所者の選考を行うものとする。

(選考の優先順位)

第3条 入所者選考の優先順位は、別紙入所者選考基準点数表により世帯ごとの点数を算出し、点数の高い世帯の乳幼児から優先的に入所させるものとする。この場合において、世帯の点数が同一である場合は、病院長による抽選により決定するものとする。

(待機者)

第4条 入所者選考の結果、選定に漏れた申請者は、希望すれば待機者とすることができ、入所定員に空きが生じた場合、待機者から優先的に入所させるものとする。なお、その優先順位については、前条に定める優先順位を適用する。

(その他)

第5条 この選考基準に定めるもののほか、必要な事項は病院長が決定する。

附 記

この基準は、平成24年2月1日の入所者から適用する。

附 記

この基準は、平成25年8月12日の入所者から適用する。

附 記

この基準は、平成30年4月1日の入所者から適用する。

附 記

この基準は、令和4（2022）年4月1日の入所者から適用する。